

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和2年3月13日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900333 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900036 号

## 第 1 結論

昭和 40 年 2 月から昭和 41 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 17 年生  
住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 40 年 2 月から昭和 41 年 3 月まで

私は、婚姻（昭和 40 年 2 月）を機に、夫と共に自宅で縫製の仕事を始めた。その後、昭和 50 年頃、未納であった期間の保険料について、遡って納付できる制度があることを聞いたため、夫と一緒に市役所に行き、二人で説明を受けた。婚姻後の国民年金の手続や保険料の納付については、夫が全て行ってくれており、請求期間の保険料についても、夫が未納であった自身の保険料と併せて、一括して納付してくれたと思う。請求期間について、調査した上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金受付処理簿によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が 2 回払い出されており、1 回目は、昭和 39 年 4 月頃、A 町において婚姻前の姓で、2 回目は、昭和 42 年 7 月頃、B 市において婚姻後の姓で、それぞれ払い出されている。1 回目の手帳記号番号については、平成 20 年 10 月に、2 回目の手帳記号番号を用いて付番された基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）に統合されているところ、請求者に係る B 市の国民年金被保険者名簿の状況を踏まえると、請求者の婚姻後の国民年金の記録については、夫が請求期間の保険料を納付してくれたとする昭和 50 年頃を含め、2 回目の手帳記号番号により管理されていたものとみられる。

この 2 回目の手帳記号番号に係る被保険者資格については、請求者が 20 歳に到達した昭和 37 年 \* 月まで遡って、強制加入被保険者として資格を取得する事務処理（平成 13 年 8 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 39 年 4 月 1 日に変更）が行われているところ、夫に係る国民年金被保険者台帳及び B 市の国

民年金被保険者名簿によると、昭和40年3月から昭和41年3月までの保険料については、第2回特例納付制度を利用して納付されていることが確認できることから、夫は、請求者に係る請求期間の保険料を自身の保険料と併せて、特例納付保険料として納付することが可能であった。

また、請求者は、昭和50年頃、夫と一緒に市役所に行き、未納であった期間の保険料について、遡って納付する制度の説明を二人で受けた旨陳述しているところ、B市の広報（昭和50年9月15日号）によると、第2回特例納付制度に関する問い合わせ先は市とされていた旨の記載が確認できることから、請求者の陳述は当時の取扱いと符合しており、特例納付制度を利用して納付を行った夫と共に、請求者自身も当該制度の説明を受けた状況が推し量られる。

さらに、国民年金受付処理簿によると、2回目の手帳記号番号については、夫と連番で払い出されているほか、請求者及び夫に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間直後の昭和41年4月から昭和42年3月までの保険料については、過年度保険料として夫婦同日に納付されているなど、帳票類から確認できる納付日は全て同日であることが確認でき、このことは、請求期間を含め夫が保険料を納付してくれたとする請求者の陳述と照らし合わせても矛盾はなく、婚姻後の請求者に係る納付の状況については、夫との同質性が高かったものと思慮される。

加えて、夫については、国民年金加入期間において、保険料を全て納付している上、未納であった期間の保険料について、上述のとおり、過年度保険料として、又は特例納付制度を利用して遡って納付するなど、未納の解消に努めていた状況がうかがえることを踏まえると、夫の保険料の納付意識は高かったものと推察される。

このように、請求期間の保険料については、特例納付制度を利用して納付することが可能であったこと、夫婦共に市役所において特例納付制度について説明を受けたこと、及び婚姻後における夫婦の納付状況の同質性を踏まえると、保険料の納付意識が高かった夫が、夫婦の保険料の未納を解消するため、自身の保険料と併せて、請求者に係る請求期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900336 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900035 号

## 第 1 結論

昭和 53 年 4 月から昭和 55 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 28 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 53 年 4 月から昭和 55 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、大学を卒業するにあたり、父親が私の将来のことを考えて昭和 53 年 4 月頃に行ってくれたと思う。保険料の納付についても、私が昭和 59 年 6 月に厚生年金保険に加入するまでの間、納付してくれていた。

父親は、誠実な人であり、加入手続をして保険料を払わないなど考えられないため、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間は、24 か月と比較的短期間である。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする父親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の状況について確認することはできず、請求者に係る請求期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 5 月又は同年 6 月頃に払い出されたものと推認され、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に初めて行われ、その際に、大学卒業後の昭和 53 年 4 月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このことから、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったため、父親が請求者に係る請求期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述の加入手続時期(昭和 55 年 5 月又は同年 6 月頃)を基準とすると、

父親は、請求者に係る請求期間の保険料を過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、父親から保険料を遡って納付したことは聞いた覚えはない旨陳述している上、A県B市の回答及び請求者に係る昭和59年5月現在の年度別納付状況リストによれば、請求期間の保険料が納付されたことは確認できない。これらのことを踏まえると、父親が、請求期間の保険料を過年度保険料として納付していたと推認する事情までは見いだせない。

このほか、父親が請求者に係る請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。